

## 「職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告」の概要

佐賀県人事委員会

### 報告のポイント

夏季一時金に関する臨時調査の結果、一部の県内民間企業の夏季一時金が減額の傾向にあるとはいえず、県内民間企業全体の状況を精確に反映したものとまでは判断できない。

県人事委員会としては、本年5月1日から実施している職種別民間給与実態調査により民間企業での夏季一時金を含めた特別給の支給実績を精確に把握し、本年秋には必要な措置を勧告することとする。

### 1 特別給の改定に当たっての基本的な考え方

県職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）については、例年5月から行う職種別民間給与実態調査において過去1年間の支給実績を精確に把握して支給割合に換算したうえで比較を行い、地方公務員法で定められた給与決定の諸原則に基づき、必要があればその改定を勧告することが基本

### 2 夏季一時金に関する臨時調査

#### 臨時調査の概要

県内経済状況の悪化を踏まえ、緊急に県内民間企業の夏季一時金の決定状況を把握するため、201社を対象に臨時調査を実施（4月16日～30日）

#### 臨時調査の回答状況

- ・調査対象企業数：200社（201社のうち1社は県外移転）
- ・調査集計企業数：168社（完了率84.0%）〔回答174社中、集計不能な6社を除く〕
- ・夏季一時金決定済企業：19社（調査集計企業中11.3% 県内従業員割合18.6%）

#### 臨時調査の結果

- ・決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、全体平均で17.7%  
〔・製造業〔11社〕が22.9%。非製造業〔8社〕が1.5%と大きなばらつきがある  
・決定済企業における製造業の県内従業員の割合が73.8%と高い〕
- ・対前年増減率で減額11社、増減なし5社、増額3社

### 3 県人事委員会の対応

今回の臨時調査の結果が県内民間企業の本年の夏季一時金の全体状況を精確に反映したものとまでは判断できない。

通信による調査や決定済企業が非常に少ない等、データの精確性に不確定要素がある。

対前年増減率が産業別に大きなばらつきがあり、製造業従業員の割合が73.8%であることが、対前年増減率17.7%に強く反映。

決定済企業の中でも前年比増額となる企業や増減のない企業もあり、すべての企業が減額傾向にあるわけではない。

決定済企業は調査集計企業の県内従業員割合で18.6%にとどまり、約8割の県内従業員の夏季一時金が未定という現段階では、臨時調査の結果は民間の一部の現況を示した参考値にとどまる。

県職員の給与については、特例条例による減額措置が現在実施中でもあり、平成20年地方公務員給与実態調査によると、県職員の給与は全国で42位と低い水準（国＝100とした場合のラスパイレス指数95.7）にある。

加えて、この減額措置の6ヶ月相当分と、人事院勧告と同程度の凍結が行われると仮定した場合の凍結額とを比較すると、特例条例による給与減額の方が上回っている状況にある。

県人事委員会としては、これら諸点を総合的に考慮すると、本年5月1日から実施している職種別民間給与実態調査により民間企業での夏季一時金を含めた特別給の支給実績を精確に把握し、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、必要な場合、勧告することとする。